

被扶養者申請時の添付書類

H30.01

		1	2	3	4	5	別居の時追加添付する物		
							6	7	
		『所得証明書』又は、『市町村民税の証明』の写し	年金受領額の証明『年金額通知書』の写しなど	『失業給付終了』又は、『不受給(離職票、受給延長届の提示)』若しくは『雇用保険未加入』証明	住民票	扶養状況届	送金証明(銀行振込表・現金書留控えなど) * 本人が単身赴任・学生の子への送金は、添付不要。(一部の条件者を除く)	住所区分変更届 * 本人が単身赴任・子ども通学によるものは、提出不要	
父・母	60歳以上	○	○	対象者が場合離職でもため必ず申請することときは、		○	○	と別居の場合を纏め、届出の地が	
	60歳未満	○	○			○	○		
妻		○	○			○	○ (単身赴任除く)		
							○ (学生を除く)		
子	18歳以上	○					○ (学生を除く)		
	18歳未満						○ (学生を除く)		
兄・姉・弟・妹・孫	18歳以上	○	○				○		
	18歳未満						○		
配偶者の父母	60歳以上	○	○			○	○		養別これらにのる場合は、養別これらにのる場合は、
	60歳未満	○	○			○	○		
甥・姪	18歳以上	○			○	○			
	18歳未満				○	○			
叔父 叔母	60歳以上	○	○		○	○			
	60歳未満	○	○		○	○			

* 申請するときの注意事項 *

- ★年金を受給している時
受領額を証明する物を必ず添付のこと。
- ★在学している時
18歳未満(高校生以下)の子の場合は証明不要。18歳以上の場合は、学生であることを証明(学生証は不可)するものを提出のこと。又、18歳以下の場合は所得証明書を省略できる。
- ★離職のため被扶養者の申請をする時(雇用保険法の失業給付・・・通称)求職者給付終了(雇用保険受給証の中に終了が確認できるもの)、求職者給付の不受給(離職票又は受給延長届の提示)、雇用保険の未加入(離職前事業主の証明)を証明する書類及び所得証明書を必ず添付のこと。
- ★就職活動等のため扶養者の申請をする時
就職活動中、資格取得活動中、大学受験を控えている者(高校生を除く)は就職活動などの状況(毎月の活動状況)について、「扶養状況届」にできるだけ詳しく記入し、左記添付書類と共に提示すること。
- ★新たに扶養するようになった時
新たに扶養するようになった事由を「扶養状況届」[18歳未満(高校生以下)は不要]にできるだけ詳しく記入し、左記添付書類と共に提示すること。
- ★任意継続被扶養者になった時
新規加入と見なし、左記申請に準ずる。
- ★添付を省略できる時
 - ① 転勤、転任、定年再雇用で以前と状況が変わらない場合
 - ② 過去1年以内に同じ内容の証明を提出している時

注)上記の場合でも、個々の実態に応じ別途証拠書類等の提出を求められることがある。

* 認定の日付 *

被扶養者の認定の効力は、被扶養者異動届によって届出た扶養事実発生日とし、将来に及ぶことを原則とする。なお、被扶養者の具体的認定日は、次の通りとする。

- ① 出生で申請の場合
原則として出生の日とする。
- ② 上記以外で新たに被扶養者とする場合
原則として扶養事実発生日とする。

注)但し、正当な理由なく20日を経過して提出された場合は当健保組合受付日とする。

※上記が添付書類の概要であるが、扶養認定は個々の実態により判断することから、詳細については事業所担当者にお問い合わせのこと。